

第 2 種貨物利用運送事業者 関係各位

国頭村長
(公 印 省 略)

令和 4 年指定物流事業者の選定手続の公募について (ご案内)

平素より本村の農林水産物の県内外への出荷の円滑化に向けてご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 4 年 6 月 30 日の沖縄県農林水産部流通・加工推進課が開催した指定物流事業者に関する事前説明会を受けて、下記のとおり本市町村で選定手続を実施いたします。

つきましては、ご多忙のところ恐縮でございますが、皆さまにおかれましては本事業の円滑な実施に向けて、ご理解ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

記

1. 指定物流事業者の選定条件について

- (1) 選定対象区間
国頭村内から県外までの区間

2. 選定手続の実施スケジュールのについて

- | | |
|------------------|------------------------------|
| (1) 提案書の提出期限 | 令和 4 年 8 月 4 日 (木) 午後 3 時必着 |
| (2) 選定結果の通知 | 令和 4 年 8 月 5 日 (金) 午後 3 時を予定 |
| (3) 補助金申請書の提出期限 | 令和 4 年 8 月 25 日 (木) 午後 3 時必着 |
| (4) 補助金交付決定の予定 | 令和 4 年 8 月 31 日までに交付決定を予定 |
| (5) 指定物流事業者の事業開始 | 令和 4 年 9 月 1 日以降を予定 |

3. 選定手続の参加にあたっての留意事項

- (1) 提案書の作成にあたっては、Word 形式ファイル「提案書様式」に必要事項を記載して下さい。
(2) 提案書の提出は、電子メールにてご提出をお願いします。
(3) ご不明な点がありましたら、県又は本市町村担当者に直接ご連絡をお願いします。

以上

(お問合せ先)
国頭村農林水産課
担当 (農林水産課)
TEL 0980-41-2122

沖縄県流通加工推進課
北部・離島地域振興対策支援事務局
担当 (宮里、中川)
TEL 098-866-2255

指定物流事業者選定実施要領

1. 目的

この要領は、北部・離島地域振興対策実施要領に定める補助対象事業者の選定(以下「選定手続き」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2. 参加資格

この選定手続きに参加できる者は、次に掲げる事項を全てみたすものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年5月3日政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県より入札参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) この手続に参加を予定する者は、第2種貨物利用運送事業者であること。
- (8) 共同企業体(以下「共同企業体方式」という。)でも可とし、この場合は以下のとおりとする。
 - 1) 共同企業体を代表する事業者が、この選定手続に参加すること。
 - 2) 共同企業体を構成する事業者は、上記(1)から(7)までの要件をみたすこと。

3. 事業実施提案書(以下「提案書」という。)の作成及び提出

提案書は、2部(原本1部、副本1部)を作成し、これを提出する。ただし、共同企業体方式のときは共同企業体協定書様式例を参考に、必要な事項を定めた協定書も作成し、これを添付する。

4. 選定方法

- (1) 総合得点方式により順位を決定し、上位の3事業者までを選定することができるものとする。
 - 1) 評価項目は、次のとおりとする。
 - ① 営業収益に関する事項(事業規模の評価)
 - ② 運送取扱量に関する事項(事業遂行能力の評価)
 - ③ 仕向地別平均運賃に関する事項(物流合理化基本能力の評価)
 - ④ 補助金充当平均割引額に関する事項(補助事業遂行能力の評価)
 - 2) 評価項目に関する配点は10点を最高点、最低点を1点とし、次のとおりの配点方法とする。
 - ① 営業収益に関する事項は、金額の大きい順序に対して最高点から順次割当てる。
 - ② 運送取扱量に関する事項は、取扱量の大きい順序に対して最高点から順次割当てる。
 - ③ 仕向地別平均運賃に関する事項は、運賃の小さい順序に対して最高点から順次割当てる。
 - ④ 補助金充当平均割引額に関する事項は、割引充当率の高い順序に対して最高点から順次割当てる。
 - 3) 総合得点は、上記2)の①から④までを加算した得点とする。
- (2) 割引充当率が90%を下回るときは、前項の選定方法にかかわらず、これを失格とする。

(附則)

本要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

事業実施提案書の提出届

令和 年 月 日

殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

標記について、指定物流事業者選定実施要領に基づき、下記のとおり提案します。

記

1. 選定評価事項

項目	令和2事業年度	令和3事業年度	令和4年度計画
営業収益(千円)			
運送取扱量(トン)			
仕向地別平均運賃(円/kg)	令和2事業年度	令和3事業年度	令和4年度計画
当該市町村→県外			
当該市町村→那覇			
平均割引充当率(%)			

※1 仕向地別平均運賃は、「一般的な出荷者に対する平均的な請求額」とします。

※2 平均割引充当率は、「当該市町村から補助金交付(100%)を受けたとき、取扱手数料率を除いた受益者に対する割引処理(値引き又は割戻し)に充てる補助金の割合」とします。なお、ここで明示した補助金充当率は選定後に変更することはできません。また、業務執行の適正性に関する基準数値となります。

2. 特記事項(選定された際の受益者に対する受託物流の取扱条件)

※「別添のとおり」とし、別紙にて必要事項を記載することも差し支えない